

号外！！

湘南教組

STU news

2025.11.27

# 人事委員会勧告通り給与・ボーナスUP！年内差額支給へ！

子の看護等休暇の日数拡大！全国最高水準に！

教育職の暫定再任用職員に対し、

期末勤勉手当への職務段階別加算の適用実施へ！

11月11日、県労連は最終交渉に臨みました。冒頭、島崎議長（神教組執行委員長）は「本日が交渉最終日となっている。残り少ない時間ではあるが、ぜひとも前進した回答をお願いしたい」と述べました。また、交渉の中で署名・寄書きの追加分を提出しました（最終的に署名15,759人（湘南教組4,860人）、寄書き409枚）。寄書きについて労務担当局長は、「高いモチベーションを持って働き続けられるよう賃金水準を求める、職員の生活改善につながるよう勧告をすみやかに実施し、年内差額支給を求める等の切実な思いを受け止めた。」と述べました。

重点要求としたことは、①勧告による給与等改定の実施及び年内差額支給の実現、②2026年4月1日からの、県独自号給追加の見直し提案の再検討、③通勤手当（交通用具使用10km未満区分の改善、月途中採用の支給）、④子の看護等休暇の日数の改善、等についてです。県労連幹事団は、これらの要求について改善にむけて粘り強く意見を述べた結果、勧告通りに、国の改定に先駆けて給与表を2025年4月1日に遡及して改正すること、年内の差額支給に最大限努力すること。さらに、子の看護等休暇について日数拡大の回答を引き出しました。

しかし、その他については、県当局から前向きな回答を引き出せず、交渉を重ねた結果、県独自の号給追加の見直しにおける職員への影響を最小限に食い止めるために、1年間の現給保障を勝ちとりました。また、教育職2級への影響が大きいことから、年限を設けず、一部県独自号給の存置、教育職の暫定再任用職員への職務段階別加算措置による2026年6月期から期末・勤勉手当の改善。さらに、人材確保の観点から、国に先駆けて、2026年4月1日から月途中の通勤手当の支給を引き出すことができました。

この結果、県労連は、今期交渉において、一定の回答を得ることができたとし、県当局と大綱妥結しました。今期確定交渉の主な結果は以下の通りです。

## 【県労連 2025 確定闘争の主な確定内容】

### 基本賃金・一時金について

- 月例給については、平均12,310円（改定率3.09%）で、すべての級号給において給料表を引き上げるとともに、地域手当を12.5%に引き上げる。引き上げについては、2025年4月に遡って支給する。**再任用含む全世代で11,000円以上の増（地域手当12.5%引き上げ分を含む）**
- 給与改定にともなう差額については、年内に支給できるよう最大限努力する。会計年度任用職員については、早期に支給するよう努める。
- 2025年度以降の地域手当の支給割合については、12.5%とする。
- 一時金については、**年間の支給月数0.05月引き上げ**ることとする（支給月数は以下のとおり）。

【一般職員】

		6月期	12月期	年間
2025年度	期末手当 勤勉手当	1.25月（支給済み） 1.05月（支給済み）	1.275月（現行1.25月） 1.075月（現行1.05月）	4.65月 (現行4.60月)
2026年度	期末手当 勤勉手当	1.2625月 1.0625月	1.2625月 1.0625月	4.65月

【定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員】

		6月期	12月期	年間
2025年度	期末手当 勤勉手当	0.7月（支給済み） 0.5月（支給済み）	0.725月（現行0.7月） 0.525月（現行0.5月）	2.45月 (現行2.40月)
2026年度	期末手当 勤勉手当	0.7125月 0.5125月	0.7125月 0.5125月	2.45月

○勤勉手当の成績率

【一般職員】

区分	2025年12月	2026年度
特に優秀	128/100	126.75/100
優秀	116.5/100	115.25/100
良好	105/100	103.75/100

【定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員】

区分	2025年12月	2026年度
優秀	55.25/100	54/100
良好	51.75/100	50.5/100

○期末勤勉手当における、教育職給料表の職務段階別加算の号給要件に、暫定再任用職員を追加。詳細は下記の表のとおり（2026年4月1日から適用）

1 2006年4月1日以降採用者

給料表	加算割合10%	加算割合5%
教育職給料表	<ul style="list-style-type: none"> <li>3級のうち勤続23年以上、84号給以上又は暫定再任用職員</li> <li>2級のうち勤続25以上又は124号給以上。ただし、実習助手については勤続28年以上は124号給以上</li> <li>1級のうち勤続33年以上又は141号給以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3級（Ⅲランク以外）</li> <li>2級のうち勤続12年以上、74号給以上又は暫定再任用職員。ただし、教諭（実習）、実習助手については勤続15年以上又は85号給以上</li> <li>1級のうち勤続18年以上又は101号給以上</li> </ul>

2 2006年3月31日在職者

給料表	加算割合10%	加算割合5%
教育職給料表 (2006年3月31日現在で高等学校等給料表の適用を受けていた者)  (2006年3月31日現在で中・小学校等給料表の適用を受けていた者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3級のうち勤続23年以上、80号給(84号給)以上又は暫定再任用職員</li> <li>2級のうち勤続25以上又は120号給(124号給)以上。ただし、実習助手については勤続28年以上は120号給(124号給)以上</li> <li>1級のうち勤続33年以上又は137号給(141号給)以上</li> <li>3級のうち勤続23年以上、80号給(84号給)以上又は暫定再任用職員</li> <li>2級のうち勤続25年以上又は120号給(124号給)以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3級（Ⅲランク以外）</li> <li>2級のうち勤続12年以上、70号給(74号給)以上又は暫定再任用職員。ただし、教諭（実習）、実習助手については勤続15年以上又は82号給(86号給)以上</li> <li>1級のうち勤続18年以上又は97号給(101号給)以上</li> <li>3級（Ⅲランク以外）</li> <li>2級のうち勤続12年以上、70号給(74号給)以上又は暫定再任用職員</li> </ul>

## 県独自号給の見直しについて

○2026年度以降の給料表については、下記（教育職、学校行政職、学校栄養職）の号給を改正（見直し）し、2026年4月1日から適用する。

種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
教育職	154～165	166※～185	122～137	82～109	22～41	
学校行政職				86～97	86～93	74～81
学校栄養職				78～97		

### ※国基準の教育職2級は157号給まで

○2026年4月1日において、新給料表の給料月額が2026年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、新たな給料月額に加え、2026年3月31日時点の給料月額との差額を支給する経過措置を2027年3月31日まで措置する。（**1年の現給保障**）

## 行政に移動した教員の給与

○教育職給料表適用者が、他の給料表を適用する職に移動する場合、引き続き、教育職給料表を適用する。2026年4月1日から適用

## 扶養手当

○扶養親族の所得限度額について、国の詳細がわかり次第、県労連と話し合う。

## 通勤手当

○交通用具使用者の通勤手当額については、下記表のとおり改定し、2025年4月1日から適用。差額については、年度内に支給するよう努める。会計年度任用職員も同様。

使用距離	現行	改定後	増額
※～5kmで自転車の使用者は2,000円で変更なし			
～3km	2,500	変更なし	0
3km～5km未満	2,800	変更なし	0
5km～10km未満	4,200	変更なし	0
10km～15km未満	7,100	7,300	200
15km～20km未満	10,000	10,400	400
20km～25km未満	12,900	13,500	600
25km～30km未満	15,800	16,600	800
30km～35km未満	18,700	19,700	1,000
35km～40km未満	21,600	22,800	1,200
40km～45km未満	24,400	25,900	1,500
45km～50km未満	26,200	29,100	2,900
50km～55km未満	28,000	32,300	4,300
55km～60km未満	29,800	35,500	5,700
60km～以上	31,600	38,700	7,100

○交通用具使用者の通勤手当の区分について、下記表のとおり**新設**し、2026年4月1日から適用。

使用距離	金額
60km～65km未満	38,700
65km～70km未満	42,200
70km～75km未満	45,700
75km～80km未満	49,200
80km～85km未満	52,700
85km～90km未満	56,200
90km～95km未満	59,600
95km～100km未満	63,000
100km～	66,400

○月の途中に採用等された場合の通勤手当については、当月分から支給する。2026年4月1日から適用。

○駐車場利用者の通勤手当については、国の詳細がわかり次第、県労連と話し合い。

### 子の看護等休暇について

○付与日数について、下記表のとおり拡充し、2026年4月1日から適用。

・これまでどおり、中学校3年修了までの子に適用

	子一人	子二人	子三人以上
2026年3月31日まで	5日（未就学児 6日）	10日	10日
2026年4月1日から	一律 6日	12日	15日

### 同性パートナーシップを含む事実婚配偶者（以下、配偶者）を対象とした取得できる休暇の拡大について

○配偶者を対象として、骨髓ドナーに係る療養休暇及び不妊治療休暇を習得可とする

○配偶者の子を対象として、骨髓ドナーに係る療養休暇、育児休暇、子の看護等休暇、時間外勤務の制限、時差出勤及び育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制度を含める。

○2026年4月1日から適用。

以上が今期の確定闘争で決着した主な内容です。今期の最大の課題であった、「号給追加の見直し」については、教育職2級では、一定押し戻すことができましたが、他は断念せざるを得ない結果となりました。

経過措置される1年間のうちに、2026年度の勧告が現給保障額を上回るよう、民間春闘を応援していく必要があります。また、今後、これまで以上に最高号給で滞留してしまう教職員が出ることが予測されます。2026年度以降、国の人事制度の動向によっては、昇任・昇給制度に新たな課題が出ることが考えられるため、今後も動向を注視していく必要があります。

重点として要求し続けた再任用職員の処遇改善については、教育職に限り期末勤勉手当における、職務段階加算対象とし10%及び5%の加算を勝ちとったことは、これまでのとりくみの成果といえます。今後は、全職員に対しての昇任・昇格制度の改善に向けとりくむとともに、再任用職員の更なる処遇改善と一体的にとりくみを強化していきます。

子の看護等休暇については、2025年度からの改正により、取得日数の拡大の声が多く寄せられていたことをふまえ、ねばり強く日数拡大を求めました。その結果、最大15日と全国でも最高水準となる日数を勝ちとることができました。

この間求め続けてきた「月の中途採用の通勤手当」については、当該月の支給が日割りではなく月額分支給を勝ちとるとともに、当局が当初適用時期を2027年4月1日としていたものを、2026年4月1日から適用と国に先駆けて実施されること、また、現場に混乱が必至な、年度途中の改正を回避できたことは、ともに大きな成果といえます。

湘南教組は引き続き神教組・県労連に結集し、交渉を強化していきます。例年以上に短い期間での署名・寄書き、県労連総決起集会への参加等、ご協力いただきありがとうございました。